

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	令和5年6月17日 23時40分ごろ
発生場所	島根県松江市美保関 <sup>みほのせき</sup> 漁港南東方沖 美保関港沖防波堤灯台から真方位097° 1,300m付近 （概位 北緯35° 33.4′ 東経133° 19.4′）
事故の概要	遊漁船第二光洋丸 <sup>こつよう</sup> は、南西進中、定置網に衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第二光洋丸、4.9トン TT3-8004（漁船登録番号）、個人所有 第272-16373号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	軽傷 3人（釣り客）
損傷	本船 プロペラ及びプロペラシャフトに曲損 定置網 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁を終え、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が操縦席に腰を掛け、境港<sup>さかい</sup>に向けて帰航を開始し、美保関漁港東方沖を約25km/hの対地速力で南西進していた。</p> <p>船長は、左舷方から接近する2隻の小型船を認め、同小型船の動静に意識を向けながら航行していたところ、船首方至近に赤色灯を認め、主機を中立運転としたが、本船は美保関漁港南東方沖の定置網に衝突した。</p> <p>船長は、プロペラに定置網のロープが巻き付いていることを認め、携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、本船は、海上保安庁から連絡を受けた定置網所有者の船舶に引き出され、自力航行して境港に戻った。</p> <p>釣り客の1人は、肋骨骨折を負い、他の釣り客2人は、帰宅後、首に痛みを感じて病院で受診したところ、頸部捻挫と診断された。</p> <p>船長及び釣り客11人は、全員が膨張式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を幾度も航行した経験があり、美保関漁港南東方沖に定置網があることを知っていたが、左舷方から接近する2隻の小型船の動静に意識を向けていたので、舵輪を僅かに右に回</p>

	<p>した状態となり、定置網に向かっていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船のGPSプロッターには、定置網の位置が入力されていたが、船長は、2隻の小型船の動静を目視で確認することに意識を向け、GPSプロッターで定置網との位置関係を確認していなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、南西進中、船長が、左舷方から接近する2隻の小型船の動静に意識を向けていたことから、定置網に向かっていることに気付かず航行を続け、定置網に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、左舷方から接近する2隻の小型船の動静に意識を向けていたため、定置網に向かっていることに気付かず航行を続け、定置網に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、航行する他船だけに意識を向けず、航海計器等を活用し、船位の確認を適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

